

船都計第1676号  
令和元年12月26日

下記の生産緑地の所有者の皆様  
のお名前を記載しております。

〇〇〇〇

様

船橋市長 松戸 徹  
( 公 印 省 略 )

### 生産緑地の申出基準日について

あなたが所有する生産緑地の申出基準日(生産緑地の都市計画決定告示から30年)は、下記のとおりであることをお知らせいたします(小字等が異なる場合があります)。

下記所在のなかで、申出基準日が令和4年11月24日以前に「生産緑地指定要望書兼同意書」を都市計画課へ提出し、申出基準日が令和4年11月24日以外の場合は、別途ご案内いたします。

なお、特定生産緑地に指定されると、固定資産税の軽減(特定生産緑地税)を受けることも可能になりますが、

市で把握している生産緑地が記載されています。特定生産緑地は別表で記載されています。所有者の方によっては、申出基準日が令和4年のものがない場合もあります。別表に生産緑地のはずだが記載がない、地番が違っている、分筆や合筆の予定がある等ありましたら、船橋市都市計画課までご連絡ください。固定資産税

番号	生産緑地 地区番号	所在	地積(m <sup>2</sup> )	生産緑地指定日	申出基準日
1	111	111町111番111	111	平成4年11月24日	令和4年11月24日
2	222	222町222番222	222	平成30年12月14日	令和30年12月14日
3	333	333町333番333	333	平成4年11月24日	令和4年11月24日
4	444	444町444番444	444	平成4年11月24日	令和4年11月24日
5					
6					
7					
8					
9					
10					

<問い合わせ先> 船橋市役所 都市計画課  
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25  
電話:047-436-2526 FAX:047-436-2544  
Email:toshikei@city.funabashi.lg.jp